ソフトウェア開発における「自由」と 「反ハラスメント」について考える

2020/01/23

一般社団法人日本Rubyの会・株式会社達人出版会

高橋征義

自己紹介

自己紹介

- 高橋征義 (takahashim)
- 一般社団法人日本Rubyの会代表理事
 - RubyKaigiとかをやったりしてる団体
 - チケット販売中です! 来てね!
- 株式会社達人出版会代表 https://tatsu-zine.com/
 - ITエンジニア向けの技術系電子書籍を売ったり作ったりしている会社
- Re:VIEW, aozora2html
- 『入門mruby』
 - https://tatsu-zine.stores.jp/, https://tatsu-zine.booth.pm/
- 好きな作家は新井素子
 - 昨年選集が出ててお求めやすくなりました

本日のテーマ

ソフトウェア開発における「自由」と「反 ハラスメント」について考える

Ruby関係なさそう

Matzは関係ある

Rubyの開発をはじめた1993年当時には「オープンソース」と いう単語そのものが存在しませんでした。また、LibrePlanet2012 での講演でも話したように、私のソフトウェア開発者としての原点 はEmacsであり、Emacsはプログラマとしての私にも、Rubyの言 語仕様や実装にも大きく影響を与えています。ですから、私はGNU によって育てられたと言っても過言ではないでしょう。このような 経緯から、私の心根はフリーソフトウェア派です。

https://www.publickey1.jp/blog/12/ruby2011_free_software_awards.html

フリーソフト ウェア??

フリーソフトウェアとは

Free Software

「自由ソフトウェア」「自由なソフトウェア」「Libre Software」とも「無料」じゃなくて、「自由」

自由なソフトウェアとは

- リチャード・ストールマンが始めた運動に基づく
- GNU (GNU's Not Unix; 自由なUnixのalternativeを作る)
 - 。 GNUプロジェクトに発展
- FSF (Free Software Foundation)

The Free Software Foundation (FSF) is a nonprofit with a worldwide mission to promote computer user freedom. We defend the rights of all software users. (フリーソフトウェア財団 (FSF) は、コンピューターユーザーの自由を促進するという世界的な使命を持つ非営利団体です。 すべてのソフトウェアユーザーの権利を擁護します。)

https://www.fsf.org/about/

自由なソフトウェア=「4つの自由」

第0の自由: **どんな目的に対しても、プログラムを望むままに実行する自由** 第1の自由: **プログラムがどのように動作しているか研究し、必要に応じて 改造する自由** ソースコードへのアクセスは、この前提条件となります。 第2の自由: ほかの人を助けられるよう、**コピーを再配布する自由** 第3の自由: **改変した版を他に配布する自由** これにより、変更がコミュニティ全体にとって利益となる機会を提供できます。ソースコードへのア

※第0の自由は後からできたので0番目になったらしい

クセスは、この前提条件となります。

自由なソフトウェアの例

- Ruby
- Ruby on Rails
- RubyGems, rubygems.org
- PostgreSQL, MySQL
- Linux
- GCC, LLVM
- Docker, Kubernetes
- Git
- Vim, Emacs, VS Code
- Node, Go, Rust, Swift, Kotlin
- React, Vue

.....これってオープンソースソフトウェア なのでは? 🕃

自由なソフトウェアとオープンソースソフトウェアとの関係

- たいへん可燃性の高い(炎上しやすい)テーマ
- だいたい 同じ
 - 根本的な思想・スタンスが違う

オープンソースソフトウェアとは

オープンソースライセンス によって提供されるソフトウェア

オープンソースライセンスとは

OSIによる定義(The Open Source Definition)

- 自由な再頒布
- ソースコード(「ソースコード公開」も含む自由な利用)
- 派生物(Derived Works. 派生物の自由な利用)
- 原著作者のソースコードとの区別 (Integrity)
- 特定人物・集団に対する差別の禁止
- 使用分野 (Fields of Endeavor) に対する差別の禁止
- ライセンスの権利配分
- ライセンスは特定製品に限定してはならない
- ライセンスは他のソフトウェアを制限してはならない
- ライセンスは技術中立 (Technology-Neutral) でなければならない

余談:オープンソースライセンスは配布者 目線

OSDはDFSG(Debianフリーソフトウェアガイドライン)が元になって いる

作り手・受け取り手に対し特別な制限を考慮しなくても、安心して配布 できる

なぜオープンソース ソフトウェアが生ま れたのか

なぜオープンソースソフトウェアが生まれ たのか

kazekiriの日記: オープンソースの誕生

https://srad.jp/~kazekiri/journal/612085/

How I coined the term 'open source'

https://opensource.com/article/18/2/coining-term-open-source-software

自由なソフトウェアが先にあった

オープンソースソフトウェアがそこから派生

結果、オープンソースソフトウェアが有名に→自由なソフトウェアは知

る人ぞ知る存在になった

説明するたびに「無料じゃなくて自由 云々」と毎回言い続けるのが面倒・だるい

少し前のページで実際に書いてたやつです

確かにだるい...

対企業戦略

フリーソフトウェアに対する印象、**特に大企業の幹部層からのイメ ージが極度に悪い**ことへの不満

FSFから発せられるフリーソフトウェアのイメージも単純な無料という意味のフリーも**彼らのハードウェアビジネスにとってはマイナ** スであった

Christine Peterson女史がフリーソフトウェアという言葉の代替となる用語として「オープンソース」という言葉を代替することをさりげなく提案した。これがオープンソースの誕生である。

自由なソフトウェアの二面性

- a. ソフトウェア利用者の権利をめぐる社会運動
- b. ソフトウェア開発における利便性の追求

後者をとったのがオープンソースソフトウェア

現在普及したのは明らかにそれが原因

でも、元々の本質は前者にある→荒れがちになる根本原因

どうして自由なソフ トウェアが重要なの か

自由じゃないソフトウェアの問題点

バックドア、不適切なトラッキング等、望まない挙動を調 査・確認できない

「プログラムがどのように動作しているか研究し、必要に応じて改造する自由」がないと中身を調べられない

自分でお金を払って買ったものを、自分で調べるのさえNG???

→それすらできないのはうれしくないのでは?

自由じゃないソフトウェアの問題点

微妙な出来のアプリを改善できない

「ちょっと修正させてもらえれば良くなるはず」、とか思ったりしたことはないですか?

→ユーザも開発者も誰も幸せになれないのでは?

ソフトウェア利用者と提供者の力関係のバ ランス

ここを良くしないと、ソフトウェア全体がよくならない

ここを変えよう、というのが自由なソフトウェアの本質

ところで、自由なり フトウェアが広まれ ば本当に自由になれ るのか

ところで、自由なソフトウェアが広まれば 本当に自由になれるのか

2020年にソフトウェア開発における「自由」を考えるにあたっては、「ハラスメント」の問題を避けられないのでは(※個人の見解です)

特に開発コミュニティにかかわる場合

反ハラスメントについておさらい

- ここでは主にセクシャルハラスメントについて触れます
 - 他のハラスメントは関係ない・考慮しなくてよい、というわけではありません
 - 主に女性に対するハラスメントを扱いますが、男性に対する・セクシャルマイノリティに対するハラスメントもあります
 - 単純に女性に対するハラスメントは情報が多いので調べやすいという事情もあります
- 話者は男性なので、あくまで男性視点の話で、女性の代弁はしません(できません)

セクシャルハラスメントとは

セクシャルハラスメントとは

日本ではほぼ平成に生まれた(輸入された)概念

- 1989年(平成元年)福岡セクシャルハラスメント訴訟
 - 日本で「セクシャルハラスメント」という単語が広まったきっかけ
 - 30年近くしかたっていない、比較的新しい概念
 - 日本の民法は1896年、旧刑法は1880年
 - 職場への女性の進出が盛んになるにつれて問題化
- 1999年雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律(男女雇用機会均等法)

男女雇用機会均等法

第十一条 事業主は、職場において行われる性的な言動に対するその雇用する労働者の対応により当該労働者がその労働条件につき不利益を受け、又は当該性的な言動により当該労働者の就業環境が害されることのないよう、当該労働者からの相談に応じ、適切に対応するために必要な体制の整備その他の雇用管理上必要な措置を講じなければならない。

https://elaws.e-

gov.go.jp/search/elawsSearch/elaws_search/lsg0500/detail? lawId=347AC000000113#47

事業主が職場における性的な言動に起因する問題に関して雇用管理上講ずべき措置について の指針(平成18年厚生労働省告示第615号)

職場におけるセクシュアルハラスメントには、職場において行われる性的な言動に対する労働者の対応により当該労働者がその労働条件につき不利益を受けるもの(以下 「対価型セクシュアルハラスメント」 という。)と、当該性的な言動により労働者の就業環境が害されるもの(以下 「環境型セクシュアルハラスメント」 という。)がある。

https://www.mhlw.go.jp/file/06-Seisakujouhou-11900000-Koyoukintoujidoukateikyoku/0000133451.pdf

「対価型セクシュアルハラスメント」と 「環境型セクシュアルハラスメント」

- 「対価型セクシュアルハラスメント」はあからさまにダメ
 - ほぼパワーハラスメント
 - 技術系コミュニティではあまり関係なさそう
- 問題になるのは「環境型セクシュアルハラスメント」

関連年表

- 1972年 勤労婦人福祉法施行
- 1981年 女子差別撤廃条約発行
- 1985年 女子差別撤廃条約を日本でも承認
- 1986年 雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等女子労働者の福祉の増 進に関する法律施行
- 1989年 福岡セクシャルハラスメント裁判
- 1999年 雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律
- 2006年 事業主が職場における性的な言動に起因する問題に関して雇用管理上講ずべき 措置についての指針

「雇用の分野における」

「職場における」

妙に限定してなくない? 🤔

国内外におけるセクシャルハラスメントの ための法律

- a. 人権侵害(差別禁止法、平等法がある国もある)
- b. 不法行為(民法で人権が規定)
- c. 雇用(労働法、男女雇用機会均等法)

労働法の場合:雇用者の責任→ (ハラスメントした人だけではなく) 組織・会社を訴えることができる

雇用=力関係(権力関係)がある

ハラスメントの背景には広い意味での(権)力が関係する

雇用では通常非対称な力関係がある

そこをなくして完全フラットになることはなさそう

雇用の場以外でのセクシャルハラスメント

- 大学におけるセクシャルハラスメント (キャンパス・ハラスメント)
- 学生同士や、逆の立場へのハラスメントもある
 - 教授と仲良しの学部生が院生に対してハラスメントする、みたいな

技術系コミュニティではどうか

- 雇用や大学に比べると、切実性・強制力が弱い
 - 嫌なら出ていけばよい(実際出ていく)
 - 職場や大学はそうはいかないので被害が深刻化しやすい
- 明確な権力関係はなさそう?

「多数」という暗黙の権力

- 「人数が多い」というだけである種の力が発生する
 - 意見が言いづらい
 - 同調圧力が強い場だとより顕著
- 少数派(マイノリティ)がとばっちりを食いやすいのはこれのせいもある
- 現状のソフトウェアコミュニティは男性に偏りがちなので、ここの問題がどうしても生じ やすい
 - 改善策が必要とされる

単に女性が増えればよいのか

- ある意味、そうとも言える
 - 少なくとも人数差による力は弱まる
- 問題が完全になくなるわけではない
 - 問題点があれば普通に改善のプロセスを回す
 - 男女比が変われば、「性」を特別視することなく、ただのパワーハラスメントにな りそう

とはいえいきなり増やせない

数値目標を出してそこを目指す、みたいなコミュニティは(あまり)な さそう

アンチハラスメントポリシー、行動規範等は整備しつつ、ゆるやかに増 やしていくことになるのでは

「自由」と「反ハラスメント」

「自由」と「反ハラスメント」

- 素朴な自由の形=各自がやりたいようにやる、邪魔しない・邪魔されない
 - 不要な力関係がない場合はそれで良かった
 - 実際はそうではない、ということが分かってきた
- とりわけ、リアルのイベントや、個別の開発プロジェクト内では問題が起きやすい
 - アンチハラスメントポリシーの提示、CODE_OF_CONDUCT.md

「自由」と「反ハラスメント」

- 第0の自由「どんな目的に対しても、プログラムを望むままに実行する自由」
- ハラスメントにも、反ハラスメントにも使える
- 「自由」が好きな人はこういう考え方が好きそう(※個人の主観です)
- それに批判的な人もいる
 - Do No Harm License, The Hippocratic License
 - 今のところ賛同者は多くなさそう(今後は不明)

みんな(より多くの人たち)が自由を享受 できる世界

ソフトウェアライセンスを変えるかはともかく、反ハラスメントを無視 できない

各自できることからやっていくことになるのではないか

どういう実装になるのか

「雇用の場」に準じたルールが導入されるようになるのではないか(予想)

技術系コミュニティが職場に近くなる?

- 仕事でのコミュニティ参加
- コミュニティを経由した転職・採用
- アンチハラスメントポリシーのないイベントには登壇しない
- アンチハラスメントポリシーのないイベントにはスポンサードしない

着地点としては受け入れられそう

ビジネスが技術系コミュニティに近づいて きている

- 2010年代以降、企業がコミュニティを積極的に支援するようになった
 - コミュニティとしては、たいへんありがたいことではあります
- なんで企業がコミュニティに注目し、支援するのか
 - →ビジネス的なメリットがあるから
 - コミュニティの趣旨に共感・賛同して、という理由だけではない *もちろん賛同してないわけではないはずです

反ハラスメントも「ビジネス的なメリット」によって広がるのでは

オープンソースソフトウェアが広まった事例

そういう話にしてしまってよいのか

「反ハラスメントは人権問題だから大事ですよ」ではなく、

「反ハラスメントじゃないとビジネス回らないですよ」みたいな話にな

る

身も蓋もなさすぎでは……

そういう話にしてしまってよいのか

暫定的にはやむを得ないのでは(※個人の見解です)

ビジネスと経済の「強さ」「わかりやすさ」に乗っかりたい

反ハラスメントを人権の問題として説明・説得できる気がほとんどしない い

そういう話にしてしまってよいのか

今こそフリーソフトウェアについて再び語るべきときだ

https://www.yamdas.org/column/technique/ITTTAFSj.html

「フリーソフトウェア」ではなく「オープンソースソフトウェア」が広まった後の、「オープンソースの定義」の編纂者によるオープンソースに対する批判

いつか女性やセクシャルマイノリティが当たり前に増えた時、このような語り口で「経済のための反ハラスメント」に対する批判が行えるようになるとよいですね

まとめ

- オープンソースソフトウェアは、自由なソフトウェアのリブラインディングによって生まれた
- セクシャルハラスメントは、雇用の場での問題として法制化された
- ビジネスや経済は強い(強すぎるかも)
- みんなが自由に・自由なソフトウェアを使ったり作ったりできますように